

【例】 長寿命化に資する大規模修繕工事を行った マンションに係る固定資産税の減額申告書

令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

四街道市長 宛て

納税義務者

住所	四街道市鹿渡111
氏名又は名称	四街道 太郎
電話	○○○ - ○○○ - ○○○○
個人番号又は法人番号	()

地方税法附則第15条の9の3に規定する大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に必要な事項について、四街道市税条例附則10条の3第12項の規定により、下記のとおり申し上げます。

所在地	四街道市 鹿渡111	課税明細書の家屋番号を 記入してください
家屋番号	111	
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	
床面積	65.31㎡	
建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 5年 12月 1日	
登記年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 5年 12月 15日	
工事完了年月日	令和 5年 11月 20日 ※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了していること。また今回申告する工事より前に、大規模修繕工事を1回以上行っていること。	
工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかった理由(具体的に)	工事完了後3カ月以内に申告できなかった場合に記入してください。	

〔申告に必要な書類〕

【四街道市から管理計画認定を受けたマンションの場合】
(下記書類は写しでも可)

1. 建築士又は住宅瑕疵担保責任法人が発行する大規模の修繕等証明書
2. 建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書
3. 建築士又はマンション管理士が発行する修繕積立金引上証明書
4. 四街道市が発行するマンション管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
5. 総戸数が10戸以上のマンションであることを証する書類(1～5の全てが必要)

【四街道市から助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合】(下記書類は写しでも可)

1. 建築士又は住宅瑕疵担保責任法人が発行する大規模の修繕等証明書
2. 建築士又はマンション管理士が発行する過去工事証明書
3. 四街道市が発行する助言・指導内容実施等証明書
4. 総戸数が10戸以上のマンションであることを証する書類(1～4の全てが必要)